

令和6年度及び令和7年度「介護テクノロジー導入支援事業」等の実施にかかる要望調査について

1 「介護テクノロジー導入支援事業」と「介護テクノロジー定着支援事業」の違い

	介護テクノロジー 導入 支援事業	介護テクノロジー 定着 支援事業
事業完了期限	R7.3.31(状況に応じてR7年度への繰越可) ※見積書への事業完了予定年月日の記載は任意です。	R7.1.31(実績報告書をR7.2.14までに提出) ※厳守 ※ 期限に間に合わない場合、補助を打ち切らせていただく可能性があります。 ※ 見積書に事業完了予定年月日の記載が必要です。 ない場合、「介護テクノロジー定着支援事業」の要望調査に回答していないものとみなします。
要望調査回答期限 ※期日までに回答がない場合、補助金の交付申請を認めません。	R6.12.6	R6.11.29
補助率	事業者が所定の取組を行っている等の要件を満たす場合→3/4 それ以外→1/2	3/4
要望額が県予算額を上回る場合	1法人あたりの補助上限額を設ける可能性あり	1法人あたりの補助上限額を設けない。 ※原則、業者の発行した見積書に記載の事業完了予定年月日が早い法人(事業所や機器を複数申請の場合は最も遅いもので判断)から順に採用とする方向で審査を行うため、予算を超過した場合、内示できない可能性がある。 ※上記において内示できなかった法人は、補助要件を満たす場合、「介護テクノロジー 導入 支援事業」への変更を認めるものとする。(別途該当法人にのみ期限等を通知)
内示及び交付決定	未定	12月中旬～下旬予定
補助対象 ※詳細は各要綱・要領を御確認ください	①ロボット ②ICT ③パッケージ型導入支援	①ロボット ②ICT ③パッケージ型導入支援 ④第三者による業務改善支援、介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等に係る費用(同事業で①～③のいずれかを実施する場合のみ) ※ロボットのうち、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等については、今回は要望調査を行わない。
県が適切と認める第三者による業務改善支援又は介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等による支援	補助要件でない ※令和6年度介護デジタル中核人材養成に向けた調査研究事業一式「デジタル中核人材養成研修」の受講を強く推奨します。	ロボット、ICT、パッケージ型導入支援の補助を受けるには、県が適切と認める第三者による業務改善支援又は介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等により支援を受ける必要があります。 原則、下記2つのセミナーのうち1つ以上の受講(オンデマンド視聴可)を要件とします。 ①厚生労働省主催 介護現場における生産性向上推進フォーラム(オンデマンド視聴を含む) ②厚生労働省主催 介護現場における生産性向上ビギナーセミナー(オンデマンド視聴を含む) 【視聴リンク】介護分野における生産性向上の取組の普及・啓発について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html ※併せて、令和6年度介護デジタル中核人材養成に向けた調査研究事業一式「デジタル中核人材養成研修」の受講を強く推奨します。

2 留意事項

①同じ事業所が「介護テクノロジー導入支援事業」と「介護テクノロジー定着支援事業」の両方の補助を受けることはできません。

②複数の事業所を運営する法人が事業所ごとに分けて申請することは可能です。

(例：A、Bの事業所を運営する法人がAの分を「介護テクノロジー導入支援事業」で申請し、Bの分を「介護テクノロジー定着支援事業」で申請する。)